

八丈町農業委員会

第4回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和元年7月22日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和元年7月22日(月) 15:30～17:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生	〃	6	浅沼 孝教
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：9番 菊池 勝男委員、10番 奥山 完己委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 5) 報告第3号 前回総会の経過
- 6) その他 1 農地中間管理事業説明(東京都農業会議)
その他 2 八丈町の新規就農について
その他 3 農業業務焼却の今後の方向性について

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 浅沼 利光
事務局 廣瀬 悠志、事務局 大宮 晴香

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

- 4) 八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
- 5) 八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行
- 6) 島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴
- 7) 島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第4回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員ですが9番委員・10番委員お願いします。次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和元年7月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1案件につきましては複数筆の案件となりますので、各筆平米数まで読み上げた後、権利種別等読み上げて参ります。農地の所在 大字 番1 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積 1,047.00平方メートル 農地の所在 大字 番 登記 畑現況 畑 農振区分 農用内 面積 1,143.00平方メートル 合計筆数2筆となり合計面積は 2,190.00平方メートルとなります。内容といたしましては 新規 での設定取扱いとなります。利用権を設定する者（被相続人 ） 相続人代表 利用権設定を受ける者 利用目的はレザーファンとの計画です。設定期間は令和元年8月1日から10年間の設定ですので満了日は令和11年7月31日となります。年間賃借料は 無償 となっております。

番号2 農地の所在 大字 番1 登記畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積

430.00方メートル 合計筆数1筆となり合計面積は430.00平方メートルとなります。内容といたしましては 更新 での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者(被相続人) 相続人代表 利用権設定を受ける者 利用目的は 鉢物 との計画です。

設定期間は令和元年8月1日から2年間の設定ですので満了日は令和3年7月31日となります。年間賃借料は30,000円/年となっております。

番号3農地の所在 大字 番1 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積 9,878.00平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は9,878.00平方メートルとなります。内容といたしましては 新規 での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権設定を受ける者 利用目的は"ロベレニ (露地) との計画です。

設定期間は令和元年8月1日から10年間の設定ですので満了日は令和11年7月31日となります。年間賃借料は 無償 となっております。

続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

総会資料にあるように、(被相続人) 相続人代表 となっております。

土地の持ち分は10分の10全て となっております。94歳と高齢のため、今後使用しないとのことです。譲受人の さんについては、7月18日に行われた担い手協議会にて、新規認定就農者と認められ150日以上農業従事要件・及び下限面積については1アールを超えますので問題ありません。

最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていききたいとのことです。

番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

番号2の譲受人、 さんにつきましては、既に長く農業に従事されている方であり、全部利用効率・就農日数の要件それぞれ設定することに問題ないものと見込んでおります。

氏のご自身も高齢で2年で返却したいとの意向で、2年間での設定となっております。

番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号3農地の対象地域広域図をご覧ください

い。

【番号3申請地説明】

(譲渡人や譲受人の説明)

最後に許可要件について説明します。番号3農地の譲受人につきましては、現在認定農業者としてフェニックス・ロベレニーを中心とした農業を営んでおられます。今回利用権設定予定の農地につきましても整地後フェニックス・ロベレニーを定植するとのことです。

150日以上農業従事要件・及び下限面積については1アールを超えますので問題ありません。最後の地域との調和に関しましても周囲に調和した農業を行っていききたいとのことです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。それではそれぞれの農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1・2農地につきまして、地区推進委員3番から意見を伺いたいと思います。3番推進委員お願ひします。

推進委員3番 1番農地の譲受人 さんは今回申請のあった農地で施設を建てレザーファンを栽培する予定とのことで現在おじさんの元で栽培技術を習得中です。2番につきましては長く農業を営んでいる方なので問題無いと思います。1番・2番とも問題無いと考えますので、是非許可いただけるようよろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います1番委員お願ひします。

農業委員1番 さんは現在施設に入居されているとのことでご自身では耕作出来ない状況です。その土地を今回新規認定就農者の さん、及び現在もこの農地をきれいに使用している さんが使用することは大変良い事だと思いますのよろしくお願ひいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら議案第1号1番・2番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号1番・2番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、番号3農地に関しまして審議したいと思いますが、会場に当事者がいるため一時退室を願ひます。(退出後)それでは地区推進委員4番から意見を伺いたいと思います。4番推進委員お願ひします。

推進委員4番 現地確認を行ったところきれいに口ベが植えられており、 さんについても現在認定

農業者として頑張っているとのことなので、是非許可いただけるようよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 8 番委員お願いします。

農業委員 8 番 さんは現在 さんの元で農業の勉強をされており、今後は独立して口べの栽培を行っていききたいとのこと。大変良い事だと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。ほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。...無いようでしたら議案第 1 号 3 番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号 3 番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転） 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

令和元年 7 月 22 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内 面積
1,777.00 平方メートル 合計筆数 1 筆となり 合計面積は 1,777.00 平方メートルとなります。

所有権を移転する者 所有権の移転を受ける者

利用目的は アシタバ（露地） 耕作として 売買価格は 1,050,000 円

移転時期は令和元年 9 月 25 日支払方法は現金払いとして相手方口座へ一括振り込む契約となっております。その支払期限は令和元年 9 月 25 日となっております。

...続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

（譲渡人や譲受人の説明）

最後に許可要件について説明します。番号 1 農地の譲渡人につきましては、島外に居住して

いるため今後農地として利用しないため譲渡すことにしたとのことです。番号1農地の譲受人につきましては、日本での永住権を取得し、認定農業者として現在アシタバを中心とした農業を営んでおられます。今回所有権移転予定の農地につきましては、利用権設定を行っていた農地を買い取る形となり、引き続きアシタバの栽培を行いたいとのことです。

150日以上農業従事要件・及び下限面積については1アールを超えますので問題ありません。最後の地域との調和に関しましても、今後も引き続き周囲に調和した農業を行っていきいたいとのことです。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。それでは推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、地区推進委員2番から意見を伺いたいと思います。2番推進委員お願いします。

推進委員4番 現地確認を行ったところきれいにアシタバが植えられており、問題ないと思いますので、是非許可いただけるようよろしくお願いたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います3番委員お願いします。

農業委員8番 現地を見させてもらったのですが、きれいに管理され又アシタバ部会会長に聞いたところ使用されている方はとても頑張っているとのことでしたので、よろしくお願いたします。

議長 補足説明が終わりました。ほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。...無いようでしたら議案第2号1番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号1番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、報告第3号前回総会の経過についてですがこの件につきましては、皆さん目を通していただければと思います。

議長 それでは最後に次回総会日程ですが、8月26日(月)午前9時00分から行います。本日の議案について全て終了したため閉会とします。